

# 税務キヤッチ・アップ

## 法人税関係

### 連結納税と受取配当等の益金不算入

#### 1 はじめに

平成22年度の税制改正において、連結納税への移行に伴うデメリットが改善されるとともに大会社の100%子会社への中小特例の不適用を契機として、連結納税導入の機運が高まってきている。連結納税を導入する際には、従来からの個別の申告内容を基礎としつつもグループ全体で統一的に計算を行う項目もあるため、事前の検討はもちろん情報収集体制の仕組み作りが欠かせない。

本稿においては、連結納税導入時における特有の申告調整項目の一つである受取配当等の益金不算入について実務上の留意点を検討する。

#### 2 受取配当等の益金不算入

##### (1) 関係法人株式等の保有割合

連結法人が他の内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の25%以上を保有しているか否かの判定に当たっては、連結納税グループ内の各連結法人の持分を合計して判定することになる(法令155の10)。

これまでの単体納税の時には各法人ごとに関係法人株式等の保有割合の判定を行った結果、関係法人株式等に該当しなかった株式等であっても、改めて連結納税グループ全体の持分で判定を行うと、25%以上の保有割合となり関係法人株式等に該当

するケースも見受けられるので留意が必要である。

##### (2) 連結法人への負債利子等

連結法人に支払う負債利子等がある場合には、負債利子等の額の計算において連結納税グループ全体の当期に支払う負債利子等の額から控除するとともに(法法81の4④)、総資産価額等の計算においても連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等を総資産の帳簿価額から控除した上で、当年度実績の方法により計算することになる(法令155の8)。

すなわち、基準年度実績の方法は選択できないことに留意する必要がある(法令22⑤)。

もっとも、配当等の額の計算期間を通じて連結法人との間に完全支配関係がある完全子法人株式等については、負債利子等の額の計算自体が要しないこととされている(法法81の4⑤、法令155の8、法令155の9)。

##### (3) 受取配当等のない連結法人

たとえ配当等がなく益金不算入の適用もない連結法人であっても、連結納税グループ全体での保有割合の判定のために最新の銘柄名及び数量を把握した上で、それが他の連結法人の保有する株式等と同一の銘柄であるか否かの確認が必要となってくる。また、配当等があるにもかかわらず益金不算入を適用せず

にきた連結法人も同様である。

そればかりでなく、単体納税では計算することのなかった総資産の帳簿価額や負債利子等も把握する必要があるため、各連結法人への事前の周知はもちろんのこと各連結法人が管理するデータを的確に収集する仕組み作りが欠かせない。

##### (4) 導入初年度の取扱い

連結納税導入初年度の総資産価額等の計算は、前連結事業年度が存在しないため当期末現在額だけの数値を用いて行うことに留意する必要がある(法令155の8①一)。

#### 3 おわりに

連結決算が浸透し連結経営が指向されつつも、連結納税への移行に伴うデメリットからその採用は見送られてきた。ところが、今回の改正により連結納税を選択する企業グループは相当数増加するものと思われる。

ここで重要なことは、これまで各法人で独自に管理してきた深層情報を連結親法人が的確に取りまとめることで、当然に活用すべき制度を着実に適用することにある。受取配当等の益金不算入をはじめ連結納税導入時における特有の申告調整項目については十分に留意されたい。

(右山研究グループ  
税理士 杉山 一紀)